（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の六　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第一のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の七　法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の八　法第五十五条の三の五第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の規定は、法第五十五条の三の五第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

別表第一（第十八条の六関係）

一～五　（略）

第四号様式（第十三条関係）

収支報告

（その一）　経営関係収支報告

収入		支出	
費目	金額（千円）	費目	金額（千円）
施設使用料及び役務利用料		経営関係管理費	
入港料		人件費	
水域施設使用料		庁費	
係留施設使用料		港湾調査費	
岸壁・さん橋使用料		港湾統計調査費	
係船浮標・係船くい使用料		災害復旧費	
物揚場使用料		施設維持補修費	
その他の使用料		施設運営費	
臨港交通施設使用料		経営委託費	
鉄道運河使用料		港湾振興費	
その他の運河使用料		港湾環境整備・保全費	
荷さばき施設等使用料		港湾厚生費	
荷役機械使用料		土地建物等使用料	
荷さばき地使用料		その他の経営関係公債償還費等	
上屋使用料		公債	
木材整理場使用料		災害復旧	

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の五　法第五十五条の三の三の国土交通省令で定める区域は、別表第一のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の六　法第五十五条の三の四第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の七　法第五十五条の三の四第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の規定は、法第五十五条の三の四第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

別表第一（第十八条の五関係）

一～五　（略）

第四号様式（第十三条関係）

収支報告

（その一）　経営関係収支報告

収入		支出	
費目	金額（千円）	費目	金額（千円）
施設使用料及び役務利用料		経営関係管理費	
入港料		人件費	
水域施設使用料		庁費	
係留施設使用料		港湾調査費	
岸壁・さん橋使用料		港湾統計調査費	
係船浮標・係船くい使用料		災害復旧費	
物揚場使用料		施設維持補修費	
その他の使用料		施設運営費	
臨港交通施設使用料		経営委託費	
鉄道運河使用料		港湾振興費	
その他の運河使用料		港湾環境整備・保全費	
荷さばき施設等使用料		港湾厚生費	
荷役機械使用料		土地建物等使用料	
荷さばき地使用料		その他の経営関係公債償還費等	
上屋使用料		公債	
木材整理場使用料		災害復旧	